

新型コロナワクチン接種証明書について

☎感染症対策室 ☎(598)5711 ☎(581)1628 ※この情報は7月6日時点のものであり、変更する場合があります。

新型コロナワクチンの接種記録などを公的に証明するものとして、「新型コロナワクチン接種証明書」(国内用または海外用)を発行できます。国内では、接種後、接種会場や医療機関から手渡す「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」で接種済を証明できますので、大切に保管してください。接種証明書について、詳しくは市ホームページをご確認ください。



ホームページ

接種証明書(電子版)をスマートフォンアプリで発行できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンでの発行が可能です。

【必要なもの】 スマートフォン、マイナンバーカード、パスポート(海外用のみ)

【発行手順】

- ①スマートフォン専用アプリをダウンロード
- ②マイナンバーカード読み取り(4桁の暗証番号の入力要)
- ③接種証明を取得

【注意事項】

- ・接種時に住民票のある市町村ごとに取得する必要があります。
- ・証明書発行後に行った接種記録を反映させるためには、アプリでの再発行が必要です。

※書面での接種証明書交付が必要な方は、感染症対策室へ発行申請をしてください。

【必要なもの】

申請書、添付書類(詳しくは、市ホームページをご覧ください)

【注意事項】

書面での証明は、接種時に住民票のある市町村へ申請してください(例えば2回目と3回目で住民票のある市町村が異なる場合は、それぞれの市町村への申請が必要です)。

令和4年度 住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金を支給

☎生活支援相談課 給付金担当 ☎(516)4090 ☎(582)1138

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、さまざまな困難に直面した人たちが、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して1世帯当たり10万円を現金支給します。給付金の内容や申請方法など詳しくは、市ホームページでお知らせします。

なお、令和3年度に同様の給付金をすでに受け取っている世帯は対象外となります。



ホームページ

☎①住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で市内に住民登録があり、令和4年6月1日の住民登録上の世帯に属するすべての世帯員が、令和4年度住民税非課税である世帯

☎②家計急変世帯

申請時点で市内に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

支給額 1世帯当たり10万円(1世帯当たり1回限り。①②の重複受給はできません)

支給日 市が確認書などを受理した日から約3週間後

☎①住民税非課税世帯：7月中旬ごろに対象となる世帯には確認書を送付します。必要事項を記入のうえ、9月30日(金)までに返送してください。

☎②家計急変世帯：9月30日(金)までに上記へ申請してください。